子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼稚園手続きについて

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)」施行されたことに伴い、町立幼稚園への入園手続きの際に支給認定申請が必要となりました。

	区 分	支給認定申請	申請先	
	現行のまま継続する私立幼稚園		不要	_
幼稚園	公立幼稚園及び新制度に移行	→ 幼稚園のままで移行	必要	各幼稚園
	する私立幼稚園	➡ 認定こども園に移行	(1号認定)	各認定こども園
		保育所のまま移行	必要	美里町こども家庭課
保育所	全て新制度に移行		^{必安} (2・3号認定)	※町立保育所入所の場合
		➡ 認定こども園に移行	(2・3万部足)	は町立保育所

1 支給認定導入について

平成27年4月施行の新制度により、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「支給認定」が導入されました。

この新制度施行により公立・私立とも新制度に移行する幼稚園を利用するためには、これまでの入園申込みのほかに、「支給認定」の申請が必要になります。

※ 申請書提出後、記載した内容に変更が生じた場合は「支給認定変更申請書」の提出が必要 となります。

【支給認定とは?】

小学校就学前の子どもを持つ保護者が、子どもの状況に応じた教育・保育施設を利用するにあたり、市町村が保育を必要とする事由等の基準に基づき「保育の必要があるかどうか(認定区分)、保育の利用時間は1日につきどのくらい必要なのか(保育必要量)等」の認定を行うものです。

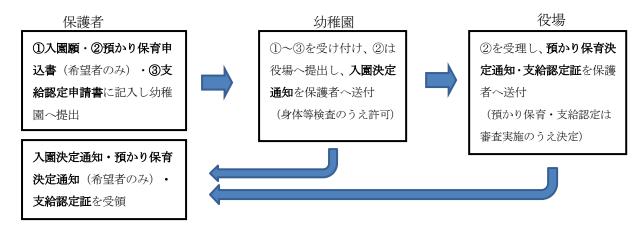
美里町で認定後、保護者へ「支給認定証」をお渡しします。

【子ども・子育て支援法による認定区分】

保育の必要性の認定	利用できる施設・事業		
満3歳以上で保育が不要	1号認定	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
満3歳以上で保育が必要	2号認定	保育標準時間 保育短時間	保育所・認定こども園
満3歳未満で保育が必要	3号認定	保育標準時間 保育短時間	保育所・認定こども園 小規模保育事業等

[※] 幼稚園で預かり保育を利用する場合も1号認定となります。

2 入園手続き及び支給認定申請の流れについて(幼稚園)



3 支給認定に要する期間について

子ども・子育て支援法では、支給認定に要する期間は、市町村が申請のあった日から30日以内に通知しなければならないと定められています。しかし、支給認定申請が集中するため、支給認定証の交付は平成30年1月を予定しておりますので、申し訳ございませんが予めご了承願います。準備が整い次第、保護者の皆様へお渡しいたします。

4 認定区分について

新制度では現在の利用者負担水準や保護者の所得(住民税額)に応じた認定区分を市町村が保護者の市町村民税額を確認して決定することとなっています。つきましては、他市町村に居住されていた方につきましては下記のとおり課税証明書等の住民税額が記載されている書類の提出をお願いいたします。

なお、平成29・30年1月1日現在、美里町に住民票の登録のある方は、提出不要です。

【他市町村に住民登録がある方の書類】

平成 29 年 1 月 1 日現在、美里町以外に住民登録をしていた方は、平成 29 年度の市町村民税額が分かる書類 (★) を提出してください。

また、平成30年1月1日現在も、美里町以外に住民登録をしていた方は、平成30年度の市町村民税額が分かる書類(★)も必要となりますので、こちらは平成30年7月中の提出をお願いします(※平成30年6月中旬頃から交付開始となります(市町村により異なります))。

★市町村民税額が分かる書類

課税(非課税)証明書の原本(有料) 又は住民税決定通知書の写し

- ※ 課税(非課税)証明書は、平成29年(30年)1月1日現在に住民登録していた市町村の役所から 取得してください。
- ※ 収入が少ない等の理由により控除対象配偶者となっている場合は不要です。
- ※ 世帯の状況により、同居の祖父母等の証明書提出をお願いすることがあります。

5 保育所等への併願について

共働き等により保育所等へも申込みされる方は、<u>美里町子ども家庭課(町立保育所希望の場合は町立保育所)へ支給認定申請書を提出して下さい</u> (3歳以上で保育が必要な場合は2号認定の申請となります)。 ただし、<u>入園願等(預かり保育を希望する場合は預かり保育申込書を含む)は幼稚園</u>へ提出して下さい。

※ 保育所等の利用調整の結果、最終的に幼稚園へ入園することになった場合は、1号認定に 変更していただくこととなります。